

災害復旧ローン

令和8年7月30日現在

商 品 名	災害復旧ローン (災害名称：令和8年熊本地震) (保証会社：一般社団法人しんきん保証基金)
-------	--

ご利用いただける方	・ 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方 ・ 満20歳以上の方 ・ 安定継続した収入がある方 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・ 令和8年熊本地震により住宅、家財、自動車等に被害（ご本人またはご家族の被害）を受けられた方
お使いみち	① ご本人またはご家族(配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟)が生活再建のために必要とする次の資金にご利用になれます。 a. 自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 b. 教育関連資金 ・ 就学する学校等への納付金（最長1年分） ・ 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※ 申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 c. 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、建物解体費用およびそれに伴う諸費用 ※ 売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 d. 医療費 ※ 申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 e. その他物品購入・修理資金、サービス購入資金 ※ 申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ② ご本人が必要とする生活資金 ※ 災害ごとに1回限り50万円以内 ③ ご本人が当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ フリーローンを除きます ※ ①または②と合わせた申込みに限ります ※ 購入先等に振込できるものに限ります。 ※ 次の資金にはご利用になれません ・ 事業性資金 ・ 個人間売買による購入費用 ・ 支払先が、ご本人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ・ 支払済資金（お使いみちの①b. 教育関連資金 c. 住宅・リフォーム関連資金 d. 医療費 e. その他物品購入・修理資金、サービス購入資金は除く）
ご融資金額	1,000万円以内
ご利用期間	3ヵ月以上15年以内
ご融資利率	返済期間5年以内：年1.95%（保証料込） 返済期間5年超：年2.45%（保証料込）

災害復旧ローン

令和8年7月30日現在

商 品 名	災害復旧ローン (災害名称：令和8年熊本地震) (保証会社：一般社団法人しんきん保証基金)
-------	--

お利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	・ 毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は1年以内）のどちらかを選択できます。 ※ お使いみちが①b. 教育関連資金のみの場合は卒業まで1年に満たなくても元金返済据置期間は卒業予定月までです ・ ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用もご利用になれます。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので不要です。
取扱期間	令和8年7月29日（水）から令和9年7月30日（金）
手数料	無料
留意事項	災害後に借り入れた災害復旧ローンは、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の対象にならない可能性があります。 また、災害復旧ローンで災害の発生以前に負担していた債務を借り換えることにより、当該債務も対象にならなくなる可能性があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・ お申し込み際には、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・ 商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。